

昭和四十二年法律第二十三号

印紙税法
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 課税標準及び税率(第七条)
第三章 納付、申告及び還付等(第八条—第十四条)
第四章 雜則(第十五条—第二十条)
第五章 罰則(第二十一条—第二十四条)
附則

第一章 総則

- (趣旨)

この法律は、印紙税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手続その他印紙税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

(納稅義務者)

第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書は、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 課税文書につき、連帶して印紙税を納める義務がある。

(課税文書の作成とみなす場合等)

第四条 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第一号から第二十号までの課税文書を新たに作成したものとみなす。

3 文書(別表第一第三号から第六号まで、第九号及び第十八号から第二十号までに掲げる文書を除く。)に、同表第一号から第十七号までの課税文書(同表第三号から第六号まで及び第九号の課税文書を除く。)により証されるべ

き事項の追記をした場合又は同表第十八号若しくは第十九号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

4 別表第一第十九号又は第二十号の課税文書(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる受取書等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

一 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項 十万円を超える金額

二 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項 百万円を超える金額

三 別表第一第十七号の課税文書(物件名の欄に掲げる受取書に限る。)により証されるべき事項 百万円を超える金額

4 別表第一第一号に規定する者(以下この条において「国等」という。)と国等以外の者が共同して作成した文書については、国等又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者(公証人を除く。)が保存するものは国等が作成したものとみなす。

5 前項の規定は、次条第三号に規定する者とその他の者(国等を除く。)とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

6 前項の規定は、次条第三号に規定する者とその他の者(国等を除く。)とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

(非課税文書)

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる文書

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

(納稅地)

第六条 印紙税の納稅地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

一 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認による課税文書 これらの承認を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域の場所

三 第十条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

四 前号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていないものの政令で定める場所

五 第一号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされないものの政令で定める場所

六 第二章 課税標準及び税率

(課税標準及び税率)

第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

(印紙による納付等)

第八条 課税文書の作成者は、次条から第十二条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙(以下「相当印紙」という。)を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書に係る方法により、印紙税を納付しなければならない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩紋とにかく、判明に印紙を消さなければならぬ。

(税印による納付の特例)

第九条 課税文書の作成者は、政令で定める手続により、財務省令で定める税務署の税務署長に対し、当該課税文書に相当印紙をはり付けることによって代替して税印(財務省令で定める印影の形)を有する印をいう。次項において同じ。)を押すことを請求することができる。

2 前項の請求をした者は、次項の規定によりその請求が棄却された場合を除き、当該請求に係る課税文書に課されるべき印紙税額に相当する印紙税を、税印が押される時までに、国に納付しなければならない。

3 第二項の承認を受けた者は、前二項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めるところにより、第一項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができ、当該印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

4 前項の請求をした者は、同項の表示することができる金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

5 第二項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

6 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、印紙税納付計器に封を施すことができる。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

(印紙税納付計器の使用による納付の特例)

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器(印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税局長官の指定を受けた計器(第十六条及び第十八条第一項において「指定計器」という。)で、財務省令で定める形式の印影を生ずるものを、当該作成場所に設置した場合に、その設置により、印紙税納付計器を設置する場所の所在地の所轄税務署の承認を受けたものとみなす。

二 第九条第一項の請求に係る課税文書 当該印紙請求を受けた税務署長の所屬する税務署の管轄区域内の場所

項を削る改正規定、同法第百条第三項、第二条第三項、第一百十一条第四項及び第九项並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に「一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十二条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定(同表の備考の改正規定を除く)、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十二条、第二十三条、第二十四条及び第二十五条の規定」を公布の日

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
(一般的経過措置)
第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年五月一日（以下「指定日」という。）以後に作成される文書について適用し、指定日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。
(税印による納付の特例に関する経過措置)
第三条 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条第一項の請求に基づき税印が押さされている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。
2 前項の場合において、旧法の規定には、前条の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。
(過怠税の徴収に関する経過措置)
第四条 指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「旧過怠税」という。）及び指定日以後に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「新過怠税」という。）を同時に徴収する場合（旧過怠税及び新過怠税で同条第五項の規定により同条第四項の規定の適用がないものとされるもののみを同時に徴収する場合を除く。）における同項に規定する過怠税の合計額については、同項の規定に従わらず、次に定めるところによる。
一 当該過怠税の合計額に新過怠税（新法第二十条第二項の規定の適用を受けたものを除く。）の額が含まれている場合において、当該過怠税の合計額が千円に満たないときはこれを千円とする。

二 前号に規定する場合以外の場合において、當該過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとする。

附 則 (昭和五六年五月二二日法律第七三号)

(施行期日) 八号抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月九日法律第七三号)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第十二条から第十四条まで及び第十六条から第十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月九日法律第七五号)

(施行期日) 六号抄

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一〇日法律第七五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一一日法律第七八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一一日法律第七八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月一日法律第三八号)

二 略
二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から第五章とする改正規定、第一百九十八条、第五十九条及び第二百一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定（第四章の二を「第五章」に改める部分に限る）並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定昭和五十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。
附 則（昭和五七年六月二二日法律第六三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（昭和五八年五月一四日法律第五九号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五八年五月一七日法律第五九号の施行する。
附 則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附 則（昭和五九年八月七日法律第六四号）抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の日本育英会法（以下「新法」という。）等二十二条及び附則第六条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。
附 則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

	附 則 (平成元年六月二八日法律第五二 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成元年六月二八日法律第五七 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成元年一二月二二日法律第八 号) 抄	(施行期日等)	
第一条	この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	
一及び二 略		
三 第一条中国民年金法第八十七条の改正規定、第二条中厚生年金保険法目次の改正規定、同法第百五十五条及び第一百二十条の改正規定、同法第百三十九条の改正規定、同法第百三十二条及び第一百三十条の改正規定、同法第百三十条の二を第一百三十条の三とし、第一百三十条の次に一條を加える改正規定、同法第九章第一節第五款中第一百三十六条の次に二条を加える改正規定、同法第一百四十九条の改正規定、同法第一百三十条の改正規定、同法第百三十三条及び第一百三十六条の改正規定、同法第百三十六条及び第一百三十七条の改正規定、同法第十章中第一百三十七条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第百三十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十条から第一百四十二条までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一条を加える改正規定、「第五節罰則」を「第四節罰則」に改める改正規定、同法第一百四十三条及び第一百四十五条から第一百四十八条までの改正規定並びに同法第十五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第四条の次に三条及び款名を加える改正規定、同法第一百五十八条の改正規定、同法第一百五十九条の二を第一百五十九条の三とし、第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十四条の改正規定、同法第一百六十五条の次に款名を付する改正規定、同法第一百五十九条の二の次に款名を付する改正規定、同法第一百五十九条の三とし、第一百五十九条の次に款名を付する改正規定、同法第一百六十四条の改正規定、同法第一百六十五条の次に款名を付する改正規定並びに同法第一百七十五条及び第一百七十六条の改正規定並びに第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六条の改正規定並びに附则第五条の規定、附则第十七条中法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条の改正規定、附则第十八条中印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三文書名の欄の改正規定及び附则第二十一条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附则第九条の改正規定、平成二年四月一日		

第 一 条	附 則 (平成二年六月二九日法律第六 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、平成三年四月一日から施行する。	
附 則 (平成三年四月二日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成三年四月二六日法律第四 六 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成四年五月二日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、平成四年十月一日から施行する。	
附 則 (平成四年六月二六日法律第八 七 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、平成四年十月一日から施行する。	
附 則 (平成四年五月六日法律第三 九 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成五年三月三一日法律第一 八 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成五年五月二二日法律第四 四 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成五年五月二六日法律第五 三 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則 (平成六年三月三一日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	

附 則 (平成二年三月三〇日法律第六 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三年五月二四日法律第八 二 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行の日が次の各号に定める日前となる場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 略	
二 第五条第五項(第二号に係る部分に限る)、第七条(第五条第五項第二号に掲げる認定に係る部分に限る)及び第九条から第十四条まで並びに次条から附則第六条までの規定	

附 則 (平成四年三月三一日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成五年五月二二日法律第四 四 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成六年三月三一日法律第二 七 号) 抄	(施行期日)
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一年二月二二日法律第一六〇号抄)

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二四十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一年三月三一日法律第一八号抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第一百二十八条第四項及び第一百三十七条の十五第五項の改正規定、第四条(厚生年金保険法第八十一条の二第二項)の改正規定(第一百三十九条第五項又は第六項)を「第一百三十九条第六項又は第七項」に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る。)、同法第一百十九条第四項、第一百二十条の四、第一百三十条第四項及び第一百三十条の二の改正規定、同法第一百三十九条第六項を同条第六項とする改正規定、同法第一百三十六条の三の改正規定及び同条を第一百三十六条の四とする改正規定、同法第一百三十六条の二の次に「一条を加える」の改正規定、同法第一百三十九条第六項を同条第六項とする改正規定、同法第一百三十六条の三の改正規定、同条第五項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第一百四十条第八項の改正規定(「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る。)及び第一百七十六条の改正規定に限る。)並びに同法第一百四十二条、第一百五十九条第五項、第一百五十九条の一、第一百六十四条第三項及び第一百七十六条の改正規定に限る。)並びに第十二条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第二項、第五十五条第二項、第五十七条第二項及び第六十条の

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にしては、当該規定の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(处分分等の効力)

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるもの

(罰則に関する経過措置)
第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号)
この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一三年六月二九日法律第八八号) 抄
(施行期日) 平成十三年十月一日から施行する。
附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄
(施行期日) 平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年七月二六日法律第九三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 第一条 (第一号に係る部分に限る。)、第六条並びに附則第六条、第七条、第九条(金屬鉱業事業団に係る部分に限る。)及び第十八条(石油公団法第十九条第一号に掲げる公団所有資産の処分の業務に係る部分に限る。)、第十六条(金屬鉱業事業団に係る部分に限る。)及び第十七条(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を除く。)から第二十一条までの規定、附則第二十二条、第二十三条及び第二十五条から第十七条までの規定(これらの規定中金属鉱業事業団に係る部分に限る。)並びに附則第十八条及び第三十条(金属鉱業事業団に係る部分に限る。)の規定(公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、平成二千零四年四月一日から施行する。

該各号に定める日から施行する。

六 一から五まで 次に掲げる規定

九年法律第百九号
イからニまで 略 の施行の日

本第七条中印紙税法別表第一の改正規定（罰則に関する経過措置）

第一百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定があつては、当該規定。以下この條をおひ

規定による。ただし、当該規定により、その争いに付いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなら、前項の別二二から二二二三へする場

規定はよりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては行爲に対する

る。罰則の適用については、なお従前の例によ

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合における二の法律による

年四月一日後となる場合にはおけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する

必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）
その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経

過措置は、政令で定める。

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この去律の施行に必要な怪過措置は、政令で

の沿道の旅行に關し必要な総括措置は、政令で定める。

附 則（平成二年三月三日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から
(施行期日)

施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条ま

三項が第7項及び第一項から第三項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えて範囲内において二箇令度定めの運行一

な範囲内において政令で定める日から施行する。

○号)抄 附 則(平成二年七月一五日法律第八

第一條 この法律は、公布の日から起算して六用
(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する
(調整規定)

第六条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第二号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に、第二号に関連する税制上の措置についても含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方にについて、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることと踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

附 則 (平成二十五年五月三一日法律第二

九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

第一号 平成二十六年四月一日
六条までの規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二十五年六月二六日法律第六

三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中國民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中國民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百一十二条 存続厚生年金基金が作成する老齢年金給付等に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

2 存続連合会が作成する附則第四十条第三項第一号及び第二号に規定する給付、同条第四項第一号イ若しくはハ又は第二号に掲げる事業、附則第五十条第二項に規定する存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企事業年金法第九十一条の六第二項に規定する給付については、当分の間、印紙税を課さない。

3 連合会が作成する附則第七十六条第二項に規定する給付及び附則第七十八条第二項第一号又は第三号に掲げる事業に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十五年一二月一一日法律第

九八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二

八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八

三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第十二条の改正規定及び第二十四条の規定並びに第二十条第一項ただし書、第二十一条、第二十五条、第二十九条、第三十一条及び附則第七条、第十三条ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十二条の規定並びに附則第七条、第十三条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百一十二条 存続厚生年金基金が作成する老齢年金給付等に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

2 存続連合会が作成する附則第四十条第三項第一号及び第二号に規定する給付、同条第四項第一号イ若しくはハ又は第二号に掲げる事業、附則第五十条第二項に規定する存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企事業年金法第九十一条の六第二項に規定する給付については、当分の間、印紙税を課さない。

3 連合会が作成する附則第七十六条第二項に規定する給付及び附則第七十八条第二項第一号又は第三号に掲げる事業に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一一日法律第

九八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二

八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八

三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第十二条の改正規定及び第二十四条の規定並びに第二十条第一項ただし書、第二十一条、第二十五条、第二十九条、第三十一条及び附則第七条、第十三条ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十二条の規定並びに附則第七条、第十三条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百一十二条 存続厚生年金基金が作成する老齢年金給付等に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

2 存続連合会が作成する附則第四十条第三項第一号及び第二号に規定する給付、同条第四項第一号イ若しくはハ又は第二号に掲げる事業、附則第五十条第二項に規定する存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企事業年金法第九十一条の六第二項に規定する給付については、当分の間、印紙税を課さない。

3 連合会が作成する附則第七十六条第二項に規定する給付及び附則第七十八条第二項第一号又は第三号に掲げる事業に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一一日法律第

九八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二

八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八

三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただ

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成三〇年五月一五日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 施行日前に課した、又は課すべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に作成する貨物引換証、預証券及び質入証券並びに船荷証券の賃本に係る印紙税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十六次に掲げる規定 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十一号)の施行の日から十五まで 略

イ 第九条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定

(罰則に関する経過措置)

第一百五十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成三〇年五月一五日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で定める。

(政令への委任)

この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第一十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十二年法律第二十七号)別表第二の百七の規定並びに附則第九十七条の規定

正法」という。附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第一十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十二年法律第二十七号)別表第二の百七の規定並びに附則第九十七条の規定

(政令への委任)

この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則

(平成二年六月一九日法律第五八

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で定める。

(政令への委任)

この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

ら第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第十八号から第二十号までに掲げる文書とする。

(一) 第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と同号に掲げる文書とに該当する文書で額が十万円を超えるもの、第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百万円を超えたもの又は第十九号若しくは第二十号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百万円を超えたものは、それぞれ第一号、第二号又は第十七号に掲げる文書とする。

この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額その他当該文書により証されるべき事項に係る金額（以下この4において「契約金額等」という。）として当該文書に記載された金額（以下この4において「記載金額」という。）を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。

イ 当該文書に2以上の記載金額があり、かつこれらの中の金額が同一の号に該当する文書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

ロ 当該文書が2の規定によりこの表の二以上上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

(一) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいずれの号に掲げる文書に所属するとなるかに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該金額（当該金額のうちに、当該文書が3の規定によりこの表のい

れかの号に所属することとなる場合における当該所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。)を当該文書の記載金額とする。

八 当該文書が第十七号に掲げる文書(3の規定により同号に掲げる文書となるものを含む。)のうち同号の物件名の欄1に掲げる受取書である場合には、税率の適用に関する定めによる。

(一) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができるときは、売上代金に係る金額を当該受取書の記載金額とする。

(二) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができないときは、当該記載金額(当該記載金額のうちに売上代金に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。)を当該受取書の記載金額とする。

二 契約金額等の変更の事実を証すべき文書について、当該文書に係る契約についての変更前の契約金額等の記載のある文書が作成されていることが明らかであり、かつ、変更の事実を証すべき文書により変更金額(変更前の契約金額等と変更後の契約金額等との差額に相当する金額をいう。以下同じ。)が記載されている場合(変更前の契約金額等と変更後の契約金額等が記載していることにより変更金額を明らかにすることができる場合を含む。)には、当該変更金額が変更前の契約金額等を増加させるものであるときは、当該文書の記載金額の記載はないものとする。

ホ 次の(一)から(三)までの規定に該当する文書の記載金額については、それぞれ(一)から(三)までに定めるところによ

(一) 当該文書に記載されている単価及び数量、記号その他によりその契約金額等の計算をすることができるときは、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書（この表に掲げる文書を除く。）の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明らかである契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。

(三) 第十七号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載のある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該売上代金に係る受取金額が明らかであるときは、当該明らかである受取金額を当該受取書の記載金額とする。

下 3

とするもの
を除く。)
ハ 外国通
貨により手
形金額が表
示される
手形
二 外国為
替及び外国
貿易法第六
条第一項第六
六号(定
義に規定
する非居住
者の本邦に
ある同法第
十六条の二
(支払等の
制限)に規
定する銀行
等(以下こ
の号におい
て「銀行
等」とい
う。)に対
する本邦通
貨をもつて
表示される
勘定を通ず
る方法によ
り決済され
る手形で政
令で定める
もの
本 本邦か
ら貨物を輸
出又は本
邦に貨物を
輸入する外
國為替及び
外國貿易法
第六条第一項
(定義)に
規定する居
住者が本邦
にある銀行

四	
し信定託貸信は債く券出株 く託目、付託投券は若資券 は若的特信、資又社し証、	
資人基じを定項号七七一 者。の金。づ。いす。(保 た社証のうる定第法業相 る員券作成(相義)二律法互 地位又及成以互(平会規五五成社と を出法る同社と	
でに株つるの数いの(券次 定つては、もの記載又は記 き政令は、一の口金額で、 金令一、一ああ株額額る	
同証するの定でれり法律他銀 券のため政た設行その 組織(出作る立さ 金協成もで	1

別表第二 の二関係)		十二 判取帳	十一 帳を除く。) 帳号に掲げる通帳を作成する目的をもつてする通帳(前)
国立大学法人	港務局	第一号、第二号、き 第十四号又は第十七号に掲げる文書により証されるべき事項につき二以上の相手方から付込証明を受ける目的をもつて作成する帳簿をいう。	1 判取帳とは、一冊につ き四千円
地域臨海環境整備センター	会員自動車検査協会	沖縄振興開発金 融公庫	根拠法 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
漁業信用基金協同組合	株式会社日本貿易保険	株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五号）
（昭和五十六年法律第七十六号）	（昭和二十六年法律第三百四十六号）	（昭和二十二年法律第一百八十五号）	（昭和二十二年法律第一百八十五号）
律第百十二号）	（昭和五十六年法律第七十六号）	（昭和二十六年法律第三百四十六号）	（昭和二十二年法律第一百八十五号）
（昭和五十六年法律第七十六号）	（昭和二十五年法律第二百八十八号）	（昭和二十五年法律第二百八十八号）	（昭和二十五年法律第二百八十八号）

市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十号）
消防団員等公務災害補償等責任基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十九年法律第七号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第二百九十六号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）
地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十四号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十六号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）
独立行政法人	独立行政法人通則法（平成十一月法律第二百三号）及び同法第一條第一項（目的等）に規定する
國若しくは地方の又はこれに類するもののうち財務大臣が指定をしたものに限る。）	の金額の全部が個別法

国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	自動車損害賠償責任共済に関する合規約	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第一百療報酬支払に掲げる業務、同法附則第十一条第一項(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)に規定する業務、支払基金の業務に規定する業務、介護保険法(平成九年法律第二百三十号)第一百六十条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)第三十六条の二十五第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十三年法律第八十九号)第七十三条(企業型年金に係る給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に掲げる事業並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第八十九号)第七十三条(企業型年金に係る給付及び同条第二項第一号(連合会の業務)に規定する同法第三十三条第三項(支給要件)及び第三十七条第三項(支給要件)に規定する給付四十条(支給要件)に規定する給付に関する文書	会員組合又は国民健康保険団体連合会	国民健康保険診療社会保険	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会	国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書
職業紹介協会	退職金共済機関	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第三百五十八号)第一百一条第一項(事務の委託)に規定する事務の委託にその組合員に関する文書又は同法第二百九十六条の三第一号(業務)に定める資金の貸付け若しくは同条第二号(業務)に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書(漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く)	漁業共済組合連合会	漁業共済組合連合会	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第三百五十八号)第一百一条第一項(事務の委託)に規定する事務の委託にその組合員に関する文書又は同法第二百九十六条の三第一号(業務)に定める資金の貸付け若しくは同条第二号(業務)に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書(漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く)	
勤労者退職金共済機関	退職金共済機関	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書又は同法第三十三条第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)第九条第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号(業務)の特例)に規定する給付に関する文書	同法の規定による事業主又は同法第三十三条第一項に規定する労働保険事務組合	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書又は同法第三十三条第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書	
会員組織	会員組織	会員組織	会員組織	会員組織	会員組織	
会員組織	会員組織	会員組織	会員組織	会員組織	会員組織	